

＜議題 2＞

2026 年 7 月 27 日～28 日
第 95 回定期全国大会

全国組織検討委員会答申

はじめに

第 94 回定期全国大会の決定に基づき、組織を取り巻く課題や財政のあり方について検討を進めてきた。いうまでもなく、すべての基本となるのは組織人員であるが、今年度も定年等により退職した組合員は 5 5 0 名を超え、現状は一段と厳しさを増している。国労組織の年齢構成上からも、次世代を担う組合員に運動を継承するため、全国の組合員が「つながる」ことの重要性を意識しながら、躊躇することなく最善の対策を進めていかなければならない。

全国組織検討委員会は、組合員が将来にわたって自信と確信をもって国労運動を進めていくためにも、全国組織を維持しながらどのようにして組織と財政を確立するのか、真摯な議論を重ねてきた。その結果、本年度において次のように答申を行うものとする。

I. 経 過

(1) 全国組織検討委員会の設置と委員の構成について

2025 年 9 月 18 日に組織検討委員会を設置し、以下の通り委員会を構成して検討を行った。

委員長	岩元 孝信（本部書記長）
委 員	佐藤 治（本部副委員長）
〃	丸谷 豊美（本部総務財政部長）
〃	菊地 宏之（北海道本部書記長）
〃	武田 幸喜（東日本本部書記長）
〃	原子 清貴（東北地方本部書記長）
〃	横倉 一夫（首都圏地方本部書記長）
〃	渡邊 和久（東海本部書記長）
〃	大北 真也（西日本本部書記長）
〃	綾 与利男（四国本部書記長）
〃	西山 泰三（九州本部書記長）

(2) 全国組織検討委員会に附託された案件

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

(3) 委員会の開催日

① 全国組織検討委員会

第 01 回	2025 年 09 月 18 日
第 02 回	〃 10 月 24 日
第 03 回	〃 11 月 14 日
第 04 回	〃 11 月 21 日
第 05 回	2026 年 01 月 31 日
第 06 回	〃 03 月 26 日
第 07 回	〃 04 月 13 日
第 08 回	〃 06 月 08 日
第 09 回	〃 06 月 24 日
第 10 回	〃 07 月 17 日

② 本部組織検討委員会

第 01 回	2025 年 09 月 02 日
第 02 回	〃 10 月 02 日
第 03 回	〃 11 月 06 日
第 04 回	〃 11 月 20 日
第 05 回	2026 年 03 月 19 日
第 06 回	〃 06 月 24 日

Ⅱ．結論を得た事項

1. 専従配置等について

- (1) 本部専従定数について、2026 年度は本部 1 名、東日本本部 1 名の配置とする。
- (2) 現職と再雇用組合員数の推移と今後の組合費収入を見極めながら、エリア本部単位に組合員 1,000 名につき 1 名とする現行の専従配置基準ならびに専従役員定数については更に見直しを進める。

- (3) 非専従役員については現行通り、年齢制限は設けない。
- (4) 2026 年度においては 65 歳に到達した者についての専従は認めない。但し、この取り扱いについては組織を取り巻く現状を踏まえつつ、引き続き検討を行う。
- (5) JR 世代への財政、組織、運動の継承及び組織強化・拡大の更なる前進のために、2026 年度から 3 年間を目途に、各級機関における専従配置を要請する。但し、本部からの財政負担等を行わない。

2. 書記の定数と配置について

本部雇用書記の配置基準については、組合員 1,000 名につき 1 名とする。尚、今後とも新規採用は行わず、現在配置されているシニア書記の退職に伴う欠員補充に関しては、現在員の配置転換ならびに兼務で対処し、必要に応じてアルバイトならびにパート雇用などを検討する。

3. 規約等の一部改正について

- (1) 組合員の範囲について、整理を行う。JR グループ会社については、連結決算対象会社及び持分法適用会社までとする。
- (2) 第 1 項第 5 号における専従者は専従期間に限り、組合員として認める。
- (3) 地方本部の統合・再編等について、今後も現状に見合った検討を進めていく。

4. 全国協議会等のあり方について

- (1) 全国協議会（貨物・自動車）については組織のあり方を含めて引き続き検討を行う。
- (2) 青年・女性部のあり方について
今後の青年・女性組織のあり方については、当該組合員との意思疎通をはかりながら引き続き検討を進める。

5. 組合費について

- (1) JR 現職者の組合費及び平均組合費 7,800 円については現行通りとする。
- (2) JR 再雇用者の組合費について、現行通り基本給×18/1000 とする。
但し、最高限度額を 4,000 円、平均組合費 3,400 円に、それぞれ見直しをおこなう。最低組合費 2,300 円は現行通りとする。JR グループ会社正社員・非正規社員については現行通りとする。
- (3) 地方本部交付金については、JR 再雇用者については 700 円とする。それ以外については、現行通りとする。
- (4) エリア本部交付金については、JR 再雇用者については 400 円とする。それ以外については現行通りとする。
- (5) 組織拡大行動資金については、JR 現職者の減少と組織強化・拡大運動の更なる前進の為、全組合員からの徴収（グループ会社非正規社員・臨時雇用

員は除く)とする。グループ会社非正規社員からの徴収については引き続き検討を行う。また交付については、エリア本部に行う。

- (6) 組合費の徴収方法については、現行通り、地方本部からエリア本部に納入し、エリア本部が本部に納入するものとする。また、スト基金及び組織拡大行動資金の本部納入方法についても同様の取り扱いとする。

6. 犠牲者救済資金および業務上過失事故救援資金の徴収について
徴収について、今年度は取りやめることとする。

7. スト基金の徴収と運用について
スト基金の徴収のあり方について引き続き検討を行う。

8. 財政確立については、財政専門委員会を設置し、取り組みを進める。今後とも組合費収入の急激な減少が避けられないなかで、引き続き組合費の見直しや交付金の配分など財政全般についての抜本的な検討を行う。

以 上